

～令和4年から農業者年金制度が改正されます～

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象となります。

1 令和4年1月1日から 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

〈保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者〉

次の①から⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



2 令和4年4月1日から 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期をご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金
65歳～75歳
- ・特例付加年金
65歳以上(年齢上限なし)

【年金の受給要件】

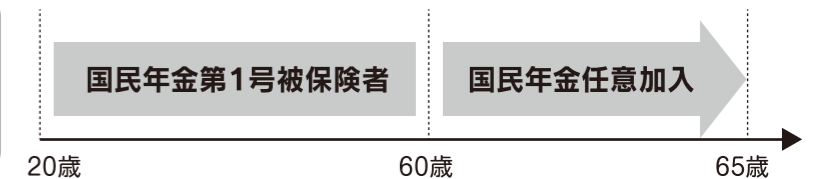
- 農業者老齢年金
 - ・65歳以上であること
- 特例付加年金
 - ・65歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
 - ・農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)
 - ・65歳以上であること

3 令和4年5月1日から 加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。



名取市 農業委員会だより

令和4年3月 発行

名取市増田字柳田80番地

名取市農業委員会事務局

☎ 022-724-7154

第21号

農家相談をご利用ください!

農業委員会では、毎月1回、農家相談を行っています。担当の農業委員が、農家の皆さんの悩み事などの相談に応じますので、ぜひご利用ください。

農家相談 毎月1回 13時30分～16時 市役所5階 農業委員会事務局

(日程は、名取市ホームページの「名取市農業委員会年間行事予定表」または「広報なとり」をご確認ください)

農地の貸借に関する制度や手続きを紹介します

農地の貸借(農地転用以外)には、次のいずれかの手続きが必要です。それぞれ要件がありますので、詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。



手続き	農地法第3条申請	利用権設定	農地中間管理事業
根拠法令	農地法	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業の推進に関する法律
貸し手	原則、地権者	原則、地権者	原則、地権者
借り手	耕作者 (要件あり)	認定農業者 認定新規就農者 その他市長が認める者	農地中間管理機構(借り手は、機構から借受けします)
窓口	農業委員会	農業委員会	(公社)みやぎ農業振興公社 名取市農林水産課 名取岩沼農業協同組合
主な特徴	契約期間	契約期限が到来しても、貸し手と借り手による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません(農地法の法定更新)。	賃貸借の期間が満了すれば、貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。(双方の希望により再設定も可能)
	賃借料	賃貸借契約書に記載の方法で行います。	借受人が期限までに貸貸人へ支払います。

● 農業委員会事務局 ☎ 022-724-7154

● 名取岩沼農業協同組合

お問い合わせは、
農業委員会
またはお近くの農協へ



● 美田園支店 名取市美田園六丁目15-6 ☎ 022-382-3125

● 館腰支店 名取市植松三丁目4-5 ☎ 022-382-2105

● 名取西支店 名取市愛島郷二丁目1-1 ☎ 022-384-7611

● 増田支店 名取市増田二丁目6-34 ☎ 022-382-2191

全国農業新聞を購読してみませんか?

全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。お申し込みは農業委員会事務局へご連絡ください。

■ 毎週金曜日発行 月700円、年8,400円(消費税込)

■ 発行所 全国農業会議所

令和4年度 名取市農業労働賃金標準額の設定について

令和4年度の名取市農業労働賃金標準額について、市内各関係機関・団体等の協議により次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、作業条件や労働時間等については、この標準額を参考に、お互い十分に協議してください。

◎農地の移動、転用には許可が必要です。事前着手は禁じられています。

作業名	農業機械等による作業内容及び賃金		単位	標準額(円)
一般作業	一日男女とも		8時間	8,000
耕 転	水田作業	秋 耕	10a	6,290
		春 耕		
		春砕土		
	畑 作 業	すき起し	10a	6,290
		ロータリー		
代 か き	未整理田10aにつき1,100円加算		10a	7,340
田 植	機 械 植	育 苗	1箱	800
		殺虫・殺菌剤入	1箱	1,050
	田植機使用(育苗除く)		10a	7,860
	側条施肥植	同上(肥料は、依頼者負担とする)	10a	8,910
刈取・乾燥・脱穀・調整	コンバイン	一貫作業(運搬・乾燥・粃摺り含む、未整理田10aにつき1,100円加算)	10a	34,640
		刈取り・運搬のみ(未整理田10aにつき1,100円加算)	10a	18,930
	乾 燥	生粃	10a	8,950
	粃摺り調整		30kg	440
色彩選別機	粃摺り(一連作業)の場合 別途持込みの場合		30kg	220 330
防 除 <small>薬剤費は含まない (1回当たり)</small>	背負い動力散布機		10a	740
	ブームスプレーヤー		10a	2,000
	ドローン・ラジヘリ (連たん30a以上)	整理地	10a	1,500
未整理地		10a	2,000	
精 米			30kg	320
わら収集	梱包まで(搬出は含まない)		10a	5,250
肥料散布	散布のみ(肥料は含まない 1回当たり)		10a	1,000
草刈(畦畔)	草刈機(背負い)燃料込み (1回当たり)		1m	18
畦 ぬ り	機械(トラクター)オペレーター付き		1m	42
均 平	レーザーレベラー(耕耘別、1回あたり)		10a	18,000

- ※ 一般作業以外は、消費税(10%)を含む総額表示となっています。
- ※ この情報はあくまで「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして作業料を決定してください。
- ※ 適用期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和4年3月 名取市農業労働賃金標準額設定協議会

名取市賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

令和4年3月

名取市農業委員会

1 田(水稲)の部

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)	備 考
増 田	9,500	18,600	6,200	328	
閑 上	8,200	12,400	5,000	100	
下増田	10,300	14,500	5,000	87	
館 腰	7,700	14,500	3,000	384	
愛 島	9,200	16,600	5,000	226	
高 館	7,200	12,400	3,100	28	
名取市平均	8,700			1,153	

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)	備 考
増 田	9,000	12,400	6,200	27	
閑 上	5,300	12,000	3,400	8	
下増田	9,900	14,500	5,000	5	
館 腰	6,500	12,400	3,000	24	
愛 島	—	7,400	—	1	
高 館	—	8,200	—	2	
名取市平均	7,700			67	

- ※1 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、令和3年産米の相対取引価格(令和4年1月速報・宮城ひとめぼれ・農林水産省発表)である60kg当たり12,426円を乗じて算定。
- ※2 算定後の賃借料に100円未満の端数がある場合は、端数処理(四捨五入)を行い、100円単位で表示。
- ※3 「名取市平均」は、平均額を算定後、端数処理(四捨五入)を行っている。